

桶川市河川・水路占用許可に伴う審査基準

(目的)

1、河川法第二十四条及び地方自治法第二百三十八条の四第7項の規定に基づき、桶川市が管理する河川の構造物及びその用地（以下、河川）・水路構造物及びその用地（以下、水路）の占用について、適正な管理を行うことを目的とする。

(申請書の提出)

2、占用許可を受けようとする者は、河川・水路占用許可申請書を提出しなければならない。また、工事を伴うものについては、工事着手時、完了時にそれぞれ着手届、完了届を提出すること。

(占用物件の管理)

3、占有者は、河川や水路に設置した占有物件の維持・修繕に努め、破損・汚損等によって河川・水路の管理上の支障等をきたさないようにしなければならない。

(許可範囲)

4、許可範囲は以下のとおりとする。

- (1) 通行の用に水路敷きを占用する場合は最短距離とする。原則として水路敷きに対して直角とし、縦断方向やななめ方向は不可とする。
- (2) 一計画敷地に対して、占用箇所は一箇所とする。ただし、500㎡を超える駐車場については、二ヶ所まで可とする。
- (3) 構造物の設置位置は、下流断面に影響を与えない位置に設置すること。
- (4) 許可の幅は、歩行者においては有効幅員2m以内、車両の通行の場合一般住宅は有効幅員4.2m以内、駐車場等有効幅員5.0m以内とする。ただし、5.0mを超える出入口が必要となる場合は、その根拠資料（軌道図、構造計算図等）を作成の上、協議すること。
- (5) 建築基準法など、法令上（4）で示す以上の接道が必要な場合、その旨を記載した根拠資料を提出すること。
- (6) 埋設管等については、原則伏せ越しとする。伏せ越しが不可能な場合、流下断面や構造物に支障がないことが分かる根拠資料を提出の上、協議すること。
- (7) 幅員は水路敷の官地幅とし、面積は延長に許可幅をかけて求めたものとする。
- (8) その他、市長が特に認めたもの。

(許可条件)

5、許可条件として、次に掲げる内容を遵守すること。

- (1) 必要に応じ、所轄警察署長に道路使用許可を申請し、工事に着手すること。
- (2) 工事着手時、完了時は、それぞれ着手届、完了届を提出し、その確認を得ること。
(施工前、施工中、施工後の写真を提出すること)
- (3) 工事内容に不備等があった場合は、施工者は責任を持って不備の解消を行うこと。
- (4) 工事に伴う近隣住民及び通行者の苦情等は、すべて施工者の責任において対応、解決すること。
- (5) 工事に起因して既設工作物を破損した場合は、許可を受けた者の負担で原形に復旧すること。
- (6) 管理者からの指示、命令に従うこと。
- (7) 工事期間は、許可日より60日以内とすること。
- (8) 当初協議した施工方法等が変更となる場合は、事前に協議を行うこと。
- (9) 境界石、鋸、プレート等の確認、保存を行い、破損等した場合は復旧をすること。
- (10) 河川・水路の流水に支障のないよう施工すること。
- (11) 交通安全に注意し、歩行者等の安全を十分に確保すること。
- (12) 他企業と競合の場合、協議の上同一で復旧等を行うこと。
- (13) 水路を縦横断する構造物を設置する場合、水路に直接荷重のかからない構造とすること。
- (14) 河川・水路内及びその上下部に埋設管等設置を行うものは、河川構造物・水路構造物(基礎含む)からの離隔を30cm以上確保すること。30cm確保できない場合は、別途協議をすること。
- (15) 河川への敷地内からの直接放流は、原則認めない。水路への直接放流は、周辺に道路側溝等の放流先が無く、やむを得ない場合に限る。
- (16) 放流先が未整備の場合、適切な排水が可能となるように申請者が放流先を整備すること。
- (17) 敷地内から放流管等の接続箇所は原則一箇所とし、汚水の場合はVPφ100を標準とする。雨水の場合は「桶川市雨水排水流出抑制施設設置指導基準」で定める基準による。
- (18) 放流位置は可能な限り高い位置とし、水路の流水及び構造に影響を与えないものとする。
- (19) 水路へ直接放流を行う場合現地を調査し、水路内に敷が無い場合は管理者から指示を受けた範囲で水路の敷打ちを行うこと。
- (20) 水路への直接放流を行う場合は、放流管に防護コンクリートを360°、厚さ10cmを標準として施工すること。

(21) 汚水等を放流する場合は、許可を受けた当時の環境基準を満たすこと。また、基準が変化した場合はその基準に順次適合するよう改修等を行うこと。

(禁止事項)

6、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 建物等を設置すること。
- (2) 物品その他のものを放置及びたい積させること。
- (3) その他、市長が禁止行為と認めたこと。

(占用更新)

7、占用許可を受けたものは、占用の許可を受けた日より当該年度末（3月31日）を1年として、3年を経過するまでに更新の申請を行うものとする。

(施行期日)

8、この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

9、この基準の施行の際、現に占用許可を受け河川・水路を占用している物件に当たっては、当該物件の耐用年数が経過するまでの間に限り、この基準の相当規程に基づき許可を受けているものとみなす。

(その他)

10、この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。